

埼玉県産業振興公社 商工団体等海外販路開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下「公社」という。）は、県内の商工会議所、商工会、市町村及びその他特に公社が適当と認める団体が行う県内中小企業向けの海外販路開拓支援に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、そのための必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定される中小企業者をいう。
- (2) 商工会議所とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定される商工会議所をいう。
- (3) 商工会とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定される商工会をいう。
- (4) 市町村とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定される市町村をいう。
- (5) その他公社が特に適当と認める団体

次のア又はイを満たし、かつウ～オを満たす団体とする。

ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく組合であること（ただし、信用組合は除く）。

イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく業界団体であること。

ウ 意思決定、執行及び代表機能が確立していること。

エ 独立した経理の機能が確立していること。

オ 県内に主たる事務所を置く企業を相当数会員としていること。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、県内に事業所を有する中小企業者の海外販路開拓を支援する県内の商工会議所、商工会、市町村及びその他公社が特に適当と認める団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が県内の中小企業者の販路拡大を支援するため、当該中小企業とともに、日本国外において実施する海外展示会出展事業、海外商談会開催事業、海外営業活動支援事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費は除く。

- (1) 交付決定以前の取組に要した経費
- (2) 国又は埼玉県その他の補助制度の交付対象となる経費
- (3) 消費税

(補助率及び補助上限額等)

第6条 補助率は、3分の2以内とし、100万円を上限とする。

- 2 前項により算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(補助金の交付申請及び決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、埼玉県産業振興公社商工団体等海外販路開拓支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び別に定める必要書類を公社に提出しなければならない。

- 2 理事長は、別に定める審査会が申請内容を審査し、交付を決定したときは、埼玉県産業振興公社商工団体等海外販路開拓支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、事業変更届（様式第3号）により、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 補助事業の変更
- (2) 支援する企業の増減・変更
- (3) 補助事業に要する経費の合計額の5%以上の増減

(辞退の届出)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、補助金交付辞退届（様式第4号）により、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 補助事業を休止しようとする場合
- (2) 補助事業を廃止しようとする場合

(補助金の交付決定の取消)

第10条 理事長は、補助金の交付決定を受けた補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定取消通知書（様式第5号）により当該補助金の交付決定を受けた補助対象者に通知し、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業を休止し、又は廃止した場合
- (2) 虚偽の申請及び報告を行った場合
- (3) その他、この要綱の規定に違反した場合

(補助金の実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助事業終了後30日を経過した日

又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに、埼玉県産業振興公社商工団体等海外販路開拓支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に必要書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 理事長は、前条により提出された書類を審査し、申請内容が適正であると認めた場合は、予算の範囲内において補助金の額を確定し、埼玉県産業振興公社商工団体等海外販路開拓支援事業補助金補助金の額の確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の支払い）

第13条 補助金の支払いを受けようとする補助対象者は、前条の通知を受領した日から起算して5日以内に、請求書（様式第8号）を理事長に提出しなければならない。理事長は、提出された請求書に基づき補助金を交付するものとする。

（調査の受諾）

第14条 補助事業の適正を期すために、補助対象者は、補助事業終了後の5年間は補助事業の実施結果に関する調査に応じることを受諾したこととする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は取引振興部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

別表 1

補助対象経費

項目	内訳	備考
(1) 海外展示会出展費	ア 出展料 イ 展示備品・装飾費 ウ 展示関係物品輸送費 エ 企業の資料翻訳・印刷費 オ 現地通訳費（滞在中に職員が使う通訳も含む） カ コンサルティング費 キ その他支援に必要と認められる経費	「カ コンサルティング費」については、本海外展示会出展の取組に対する助言・補助を目的とする業務の費用に限定すること。 「キ その他支援に必要と認められる経費」については、事前に対象経費に該当するかを公社に確認すること。
(2) 海外商談会開催費	ア 会場借上費 イ 現地企業マッチング経費 ウ 商談会関係物品輸送費 エ 企業の資料翻訳・印刷費 オ 現地通訳費（滞在中に職員が使う通訳も含む） カ コンサルティング費 キ その他支援に必要と認められる経費	「カ コンサルティング費」については、本商談会の取組に対する助言・補助を目的とする業務の費用に限定すること。 「キ その他支援に必要と認められる経費」については、事前に対象経費に該当するかを公社に確認すること。
(3) 補助対象者職員渡航費・移動費	ア 航空運賃 イ 宿泊費 ウ 現地交通費 エ その他必要と認められる経費	「ア 航空運賃」については、エコノミークラス料金分を上限とすること。 「イ 宿泊費」については、1泊当たり18,800円を上限とすること。 「ウ 現地交通費」については、補助事業の実施場所を目的地もしくは起点地として移動する場合のみの費用とすること。 「エ その他支援に必要と認められる経費」については、事前に対象経費に該当するかを公社に確認すること。